

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 永田紙業株式会社

代表取締役 永田耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 3年 3月 1日

許可の有効期限

令和 8年 2月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類（以上12種類）

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 8年 3月 1日 新規許可

平成13年 3月 1日 更新許可

平成17年12月 8日 変更許可

平成18年 3月 1日 更新許可

様式第七号 (第十条の二関係)

平成23年	3月	1日	更新許可
平成28年	3月	1日	更新許可
令和3年	3月	1日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 8 年 / 月 22 日

群馬県知事 山本 一太 様

申請者

ふりがな さいたまけんふかやしながざいけ
住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

ふりがな ながたしぎょう かぶしがいいしゃ
氏 名 永田紙業 株式会社
だいひょうとりしまりやく ながた こうたろう
代表取締役 永田 耕太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (048) 583-2141

郵便番号 369 - 1101



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。

産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)
①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類
※⑤、⑩、⑪については、水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務の対象を除く)を含む

事務所及び事業場の所在地

事務所 〒369-1101
埼玉県深谷市長在家 198 番地
電話番号 (048) 583-2141
事業場(駐車場)
〒369-1101 埼玉県深谷市長在家字稲荷前753番5
〒366-0815 埼玉県深谷市櫛引94番
〒366-0815 埼玉県深谷市櫛引95番2

事業の用に供する施設の種類及び数量

様式第六号の二 (第2面) のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管は行わない

※ 事 務 処 理 欄